

町制 90 周年記念大町町 P R 業務委託に係る公募型プロポーザル 募集要領

1 目的

町制 90 周年という節目において、次の 100 年に向けた持続的な地域発展を見据え、大町町の魅力を発信し「選ばれ続ける町」のイメージを確立するため、動画制作や SNS を活用した情報発信により、町のファンを拡大し関係人口の増加に結び付ける地域プロモーション事業を実施するため、最も適当と思われる者を当該委託業務の受託候補者として選定することを目的とする。

2 業務名

町制 90 周年記念大町町 P R 業務

3 業務内容

別紙「町制 90 周年記念大町町 P R 業務委託仕様書」のとおり

4 契約期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 26 日まで

5 委託限度額

20,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）
委託上限額を超過した場合は、失格とする。

6 参加資格

参加資格を有する者は、参加表明提出時において次に掲げるすべてに該当するものとする。なお、企画提案書提出後においても、資格要件を満たさなくなった場合は、当該参加者の参加資格を取り消すこととする。

- (1) 令和 7・8 年度大町町入札参加資格名簿に「物品・役務等」で「広告・宣伝」の登録がされていること。ただし、大町町入札参加資格名簿に登録がない者は、「7 参加申込方法 (2)」に記載がある書類等を添付し提出すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (3) 大町町暴力団排除条例（平成 24 年大町町条例第 1 条）第 2 条第 4 号の規定に該当していない者であること。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
- (5) 本町及び佐賀県から入札参加停止措置を受けてないこと。
- (6) 佐賀県・福岡県・長崎県に本社または支店・営業所を有し本町と円滑な連絡調整ができること。
- (7) 佐賀県及び大町町建設工事等請負契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止の措置を、参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までの間に受けていない者であること。

- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成 11 年法第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (9) 国税、地方税及び市町村税を滞納していないこと。
- (10) 共同企業体に係る留意点
- ア 共同企業体とは共同企業体協定書（以下「協定書」という。）に基づき、本件委託業務をその構成員が共同で行うこと。
- イ 共同企業体として申請する場合は、参加表明書と一緒に協定書を提出し、記載された事項を構成員相互で遵守し、本件委託業務を適正に履行すること。
- ウ 申請代表者を定めること。（上記提出書類と一緒に共同企業体構成員の当該企業体を代表する法人への申請手続きに係る委任状を構成員ごとに提出すること。）
- エ 同時に複数のグループの構成員になることはできない。
- オ 単独で申請する者は、本募集において他の共同企業体の構成員になることはできない。

7 参加申込方法

(1) 提出書類

参加表明書類の用紙の大きさは A4 版を基本とし、文字の大きさは 11 ポイント以上とする。次の(①～⑥の順)に左 2 か所ホチキス留めとする。

No.	提出書類	様式
①	参加表明書 ※記名及び押印の上、提出すること。	様式 1
②	会社概要表 ※記載は 1 頁以内とし組織図（任意様式）で添付すること。	様式 3
③	業務実施体制表 ※当該事業に従事する者の保有資格及び実務経験を記載すること。	様式 4
④	業務実績	様式 5
⑤	委任状 ※共同企業体の場合のみ提出	様式 9
⑥	《添付書類》 ア 全部事項証明書又は登記簿謄本（写し可） イ 各納税・課税証明書（写し可） ウ 共同企業体の場合は協定書（写し可） ※各種証明は 3 か月以内に発行されたものを提出すること。	

- (2) 令和 7・8 年度大町町競争入札参加資格をもっていない者は、以下の書類もあわせて提出すること。

No.	書類の種別	様式等	注意事項等
①	営業所一覧表	指定様式	—

②	営業経歴書	指定様式	直近2年分。
③	許可証明書または登録証明書	写し可	該当者のみ。
④	現在事項全部証明書または身分証明書	写し可	法人の場合は、現在事項全部証明書(登記簿謄本)を提出、個人の場合は本籍地の市町村長が発行したものを提出すること。
⑤	納税証明書(国税)	写し可	法人の場合、様式「その3の3」(法人税及び消費税等についての未納の税額がないことの証明)を提出、個人の場合、様式「その3の2」(所得税及び消費税等についての未納の税額がないことの証明)を提出すること 証明窓口は、本店所在地の所轄税務署です。
⑥	市町村税の滞納がないことの証明書	写し可	法人の場合、証明書は本店(本社)名義のものを提出、個人の場合、現住所と会社の住所が異なる場合は、現住所で申請すること。
⑦	使用印鑑届	指定様式	入札、見積、契約の締結並びに代金の請求及び受領時に使用する印鑑を押印すること。
⑧	印鑑証明書	写し可	法人の場合、所轄の法務局が発行したものを提出、個人の場合、住民登録地の市町村長が発行したものを提出。
⑨	財務諸表(決算書等)	任意様式	法人の場合、直近1年分の貸借対照表及び損益計算書を提出してください。 個人の場合、直近1年分の確定申告書、青色申告決算書、収支内訳書のいずれかを提出すること。
⑩	委任状	指定様式	支店・営業所等に委任をされる場合のみ。

(3) 提出部数

各1部

(4) 提出期間

令和8年4月17日(金)から令和8年4月28日(火)まで

※閉庁日を除く午前9時から午後5時まで

(5) 提出方法

郵送又は持参にて提出すること。ただし、郵送については、令和8年4月28日(火)の消印のものまで有効とし、発送の際その旨電話にて連絡すること。メールでの受付はしない。

(6) 提出場所(担当課)

〒849-2101 佐賀県杵島郡大町町大字大町 5017 番地

大町町企画政策課まちづくり政策係(担当:大島、林)

電話:0952-82-3112

FAX:0952-82-3117

E-mail:kikakuseisaku@town.omachi.saga.jp

(7) 参加承認

本プロポーザルの参加承認の可否の連絡は、令和8年5月1日（金）までに参加表明書に記載されたメールアドレス宛に電子メールで通知します。

8 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和8年4月17日（金）から令和8年4月23日（木）まで
※閉庁日を除く午前9時から午後5時まで

(2) 提出方法

別紙「質問書（様式6）」により電子メールで担当課（15 問合せ先 企画政策課）宛てに送信すること。電話又は直接来庁による質問には応じない。

(3) 質問への回答

質問に対する回答は、質問者名を伏せたうえで、令和8年4月24日（金）までに大町町ホームページに掲載するものとする。

9 企画提案書等の提出

(1) 企画提案書の作成について

- ①企画提案（2）⑤の用紙の大きさはA4版とし、文字の大きさ11ポイント以上とし、20ページ以内とする。
- ②企画提案書（2）①～⑥を受領した後の提案内容の追加、修正及び再提出は認めない。ただし、プレゼンテーションの際におけるパワーポイント等による説明については、企画提案書に記載した内容を逸脱しない範囲で可とする。

(2) 次の書類を一式（①～⑥）

No	提出書類	様式
①	企画提案提出書類 ※記名又は押印の上、提出すること。	様式7
②	業務実績	様式5
③	業務実施体制等 ※当該事業に従事する者の保有資格及び実務経験を記載すること。	様式4
④	業務工程表	任意様式
⑤	企画提案書 1 1 二次審査（2）の項目（テーマ）及び内容等について提案すること ※仕様書にある業務の目的・内容及びに沿っていること。 ※別紙二次審査基準の項目（企画提案）に沿っていること。 ※社名等の作成者が特定できる情報は記載しないこと。	任意様式
⑥	参考見積書 ※本業務における参考見積書を提出すること。本業務に係る全体の経費とし、積算に当たっての根拠等の内訳書も併せて提出すること。 ※金額は、消費税及び地方消費税を除いた価格並びに税込価格を記載すること。	任意様式

- (3) 提出部数
 - ・ 原本(企画提案書等一式①～⑥)：1部 (片面印刷 A4 フラットファイル綴じ)
 - ・ 副本(企画提案書等一式①～⑥)：8部 (片面印刷 A4 フラットファイル綴じ)
- (4) 提出期間

令和8年5月1日(金)から令和8年5月20日(水)まで
 ※閉庁日を除く午前9時から午後5時まで。
 なお、期間内に企画提案書等の提出がない場合は、辞退したものとみなす。
- (5) 提出方法

郵送又は持参にて提出すること。ただし、郵送については、令和8年5月20日の消印のものまで有効とし、発送の際その旨電話にて連絡すること。メールでの受付はしない。
- (6) 提出場所

7(6)に記載の担当課

10 一次審査(書類審査)

参加資格要件を満たすと認められたものに対し、一次審査(書類審査)を行う。

- (1) 開催日時

令和8年5月22日(金)
- (2) 一次審査の審査基準

提出された書類に不備がないか、書類のみで評価を行う。
- (3) 結果通知

一次審査後、速やかに通知します。

11 二次審査(プレゼンテーション審査)

一次審査(書類審査)で採択された参加表明者について、二次審査(プレゼンテーション)を行う。

- (1) 開催日

令和8年5月末頃予定(詳細については後日連絡)
- (2) プレゼンテーション方法及びテーマ

プレゼンテーションは、企画提案書の内容に沿って行うものとする。
 プレゼンテーションへの参加人数は3人までとする。
 プレゼンテーションの時間は、各事業者20分以内(準備時間除く。)とし、その後質疑応答の時間を20分程度設けるものとする。
 プレゼンテーションに当たり必要な機材等は、各事業者が用意すること。
 下記のテーマについてプレゼンテーションするものとする。

項目(テーマ)	内容等
動画を活用したプロモーション	閲覧者の興味関心を喚起する SNS 発信を目的とした 30 秒以内の動画と、町制施行 90 周年記念式典で使用する 5 分程度の動画の概要を提案すること。
SNS を活用したプロモーション	活用する SNS の媒体、有料広告の活用内容、閲覧者を増やす取組等について提案すること。 町民等が主体的に SNS の発信ができる仕組みを提案すること。

交通広告を活用したプロモーション	掲出を想定する路線等や広告の内容等について提案すること。
町内事業者と連携したプロモーション	町の観光資源や特産品等を、町内事業者と連携して PR できる発信方法を提案すること。

(3) 参加の辞退

参加表明書提出後、都合により辞退する場合は、参加辞退届（様式2）を令和8年5月20日（水）必着とし、郵送又は持参により提出すること。

(4) 審査

本プロポーザルの審査は、本町職員等で構成される「審査委員会」によるものとし、最高点を獲得した参加表明者を本業務の受託予定者とする。なお、受託予定者に契約を締結することができない何らかの事由が生じた場合は、次順位及びそれ以降の順位者を繰り上げ、新たな受託予定者とする。

(5) 二次審査の審査基準

二次審査の審査基準は、別紙のとおりとし、最低基準点は6割とする。

なお、提案者が1者の場合でも審査を行い、最低基準点を満たした場合は、受託予定者とする。

(6) 選定結果の公表・通知

二次審査の結果については、審査終了後、プレゼンテーションに参加した参加表明に電子メールにて通知し、併せて大町ホームページにも掲載する。なお、受託者選定に至った経緯及び評価点の公表は行わないものとする。また、審査内容詳細説明や異議申立ては一切認めない。

1.2 契約に関する基本事項

候補者に選定された事業者と大町町が協議し、企画提案書による内容を基本として、本業務の委託に係る仕様書を確定させた上で、随意契約に向けた交渉を行う。

なお、候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、本プロポーザルの参加資格要件を満たさなくなったとき若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、次点者に選定された事業者と交渉を行うものとする。

1.3 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 本プロポーザルの参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 不正と認められる行為があった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 見積書の見積額（税込）が第2項の委託限度額 20,000,000 円を超える場合は失格とする。
- (6) 契約締結日までの間に参加要件を満たさないと発覚した場合
- (7) その他本実施要領に違反した場合

1 4 その他留意事項

- (1) 提案書の作成費用等、応募に関するすべての書類の作成及び提出に係る費用は、全て参加事業者の負担とする。
- (2) 企画提案書提出期間終了後の提案等の修正又は変更は、一切認めない。
- (3) 提出された書類は、返却しない。
- (4) 参加申込書及び提案書などを提出後、辞退を行う場合は、速やかに参加辞退届（様式第 2）に記入し、大町町企画政策課に事前に電話連絡したうえで、持参又は郵送で提出すること。なお、当該書面の提出後はいかなる理由があっても本プロポーザルへの再参加は認めない。

1 5 問合せ先

〒849-2101 佐賀県杵島郡大町町大字大町 5017 番地
大町町役場企画政策課まちづくり政策係（担当：大島、林）
電 話：0952-82-3112
F A X：0952-82-3117
E-mail：kikakuseisaku@town.omachi.saga.jp

1 6 スケジュール

項 目	期日等
実施要領の公告	令和 8 年 4 月 17 日（金）
質問の受付期間	令和 8 年 4 月 17 日（金） 令和 8 年 4 月 23 日（木）午後 5 時まで
参加申込書類提出期間	令和 8 年 4 月 17 日（金） 令和 8 年 4 月 28 日（火）午後 5 時まで
質問に対する回答	令和 8 年 4 月 24 日（金）
参加確認通知	令和 8 年 5 月 1 日（金）
企画提案書類提出期間	令和 8 年 5 月 20 日（水）午後 5 時まで
一次審査（書類審査）	令和 8 年 5 月 22 日（金）予定
一次審査結果通知	一次審査後、速やかに通知します。
二次審査（プレゼンテーション審査）	令和 8 年 5 月末頃を予定（詳細については後日連絡）
審査結果通知	二次審査終了後、速やかに通知します。

<別紙>

町制 90 周年記念大町町 P R 業務公募型プロポーザル二次審査基準

審査項目	評価項目	評価視点	配点
組織 (40 点)	業務力	当該業務を遂行するために必要な知識・経験・実績があるか。	10
	実施体制	適切な業務を提供できる実施体制か。	10
	業務工程	本業務遂行における業務工程が整理されているか。	20
企画提案 (180 点)	提案内容 的的確性	【動画を活用したプロモーション】 ・ SNS 用動画は、大町町への関心をひき関係人口等の増加につながる拡散力や訴求力がある内容となっているか。 ・ 式典用動画は、90 周年にふさわしい品格と、町の魅力が伝わる内容となっているか。	40
		【SNS を活用したプロモーション】 ・ ターゲット層に届く効果的な SNS の運用や広告内容が提案されているか。 ・ 町民が主体的に SNS を運用できる効果的な仕組みとなっているか。	40
		【交通広告を活用したプロモーション】 ・ 広告の効果が発揮される路線等の提案がなされているか。 ・ ターゲット層に対して大町町への関心をひき関係人口の増加等につながる広告内容が提案されているか。	40
		【町内事業者と連携したプロモーション】 ・ 地域資源や特産品を最大限活用できる内容となっているか。 ・ 事業者にもメリット(集客・売上向上)をもたらす WIN-WIN 構造になっているか。	40
		【その他】 ・ 大町町の課題と魅力を独自の視点でとらえ、他にない新規性と話題性があるか。 ・ テーマとの相乗効果が期待できる内容となっているか。	20
価格 (10 点)	見積金額	配点× (参加者の最低見積金額/自社の見積金額)	10
合計			230

①審査項目について

評価は、審査項目ごとの評価基準を参考とし、審査項目ごとの5段階評価とする。その際「C 普通である」を基準とし、それよりもどの程度優れているか、劣っているかを判断する。

評価		得点
A	当審査項目において優れている	配点×1.0
B	当審査項目においてやや優れている	配点×0.8
C	当審査項目において普通である	配点×0.6
D	当審査項目においてやや劣っている	配点×0.3
E	当審査項目において劣っている	配点×0